

随意契約理由書

案件名	東京人材銀行情報提供システムの撤去作業及び検索端末のデータ消去、システムの運搬、サーバ移設作業	要求部署名	職業安定部
発注（契約） 内 容	東京人材銀行情報提供システムの撤去作業及び検索端末のデータ消去、システムの運搬、サーバ移設作業		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	東京人材銀行廃止に伴いシステムの撤去作業及び検索端末のデータ消去、蓄積されたデータを保存する必要があるため飯田橋所へのシステムの運搬、サーバ移設作業が必要になるため。		
契約金額	¥2,714,040円	契約年月日	平成28年4月1日
契約業者名 及び住所	タック株式会社 東京都墨田区錦糸4-11-3		
随意契約 の理由	当該業者は、東京人材銀行情報提供システム開発業者であり、システムの著作権も当該業者に帰属しており、他の業者が実施することは不可能なため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	¥2,714,040円	撤去作業及び検索端末のデータ削除消去1,839,240円（消費税込み） システム改修874,800円（消費税込み） （年額）1,839,240+874,800=2,714,040円（消費税込み）
見積書徴取状況	1社（業者指定）		
その他 特記事項			